不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>受給資格の消滅</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>いきいき健康部長寿はつらつ課元気増進係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市重度要介護高齢者手当支給条例第８条
（受給資格の消滅）
第８条　受給資格は、認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、消滅する。
⑴　死亡したとき。
⑵　第２条に規定する要件を備えなくなつたとき。
⑶　手当の受給を辞退したとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td>新座市重度要介護高齢者手当支給条例第２条
（支給要件）
第２条　手当は、次に掲げる要件に該当する者に支給する。
⑴　市内に住所を有する６５歳以上の者
⑵　要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成１１年厚生省令第５８号）第１条第１項第４号及び第５号に規定する要介護４又は要介護５に該当する者
⑶　規則に定める施設に入所していない者</td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定（条文により既に言い尽くされているため）</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>